

緊急事態宣言の影響緩和に係る 一時支援金の申請に必要な事前確認のご案内

三木商工会議所では、一時支援金の登録確認機関として、申請に必要な事前確認を行います。一時支援金を申請される方は、必要書類をご準備いただき、事前にご予約のうえ当所までお越しください。

1. 事前確認の流れや必要書類等について

申請者アカウントの発行

一時支援金事務局ホームページ内の「仮登録（申請 ID 発番）する」ボタンを押して、マイページから仮登録を行い申請 ID を発番してください。（※申請 ID は事前確認の際に必要となります。）

事前確認用の書類準備

事前確認では、下記の資料が必要ですが、当所の会員事業所は、①～④は省略することができますので、⑤のみをご準備ください。なお、事前確認は対面や TV 会議、電話等を通じて行います。

- ① 本人確認書類 / 履歴事項全部証明書（中小法人等のみ）
- ② 收受日付印の付いた 2019 年 1 月～3 月及び 2020 年 1 月～3 月までをその期間に含む全ての確定申告書の控え
- ③ 2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）
- ④ 2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳
- ⑤ 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」（一時支援金事務局ホームページからダウンロード）

2. お問合せ・予約先

三木商工会議所 中小企業相談所 【平日 9:00～17:30】
TEL：82-3190 MAIL：info@mikicci.or.jp

一時支援金
ホームページは
こちらから



※事前確認は原則予約が必要となります。なお、事前確認の完了をもって、給付対象となるわけではございませんので予めご了承ください。

※本案内は、当所全会員事業所へお送りさせて頂いております。一時支援金の対象となるか等、詳細については一時支援金事務局ホームページをご確認ください。

★一時支援金の概要

2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言※1 に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限**60**万円

対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限**30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日**（月）～ **5月31日**（月）

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき令和 3 年 1 月 7 日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

※3 対象期間内に、2019 年又は 2020 年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が 50%以上減少した月